

第 2 5 9 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 6 年 3 月 1 1 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 令和 6年 3月11日 午前10時00分開議
午後 2時20分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（20人）

委員長	佐々木 隆 徳	副委員長	井 田 茂 樹
委員	高 橋 征 志	委員	杉 浦 弘 樹
”	佐 藤 武	”	工 藤 祥 子
”	濱 田 栄 子	”	櫻 田 秀 夫
”	住 吉 年 広	”	白 井 二 郎
”	富 岡 直 哉	”	村 中 浩 明
”	野 中 貴 健	”	佐 藤 広 政
”	東 健 而	”	中 村 正 志
”	浅 利 竹二郎	”	岡 崎 健 吾
”	佐 賀 英 生	”	佐々木 肇

○欠席委員（1人）

委員 大 瀧 次 男

○説明のため出席した者

市	長	山 本 知 也
副 市	長	川 西 伸 二
教 育	長	阿 部 謙 一
公 営 企 業 管 理 者		村 田 尚
政 策 統 括 監		吉 田 真
総 務 部 長		吉 田 和 久
デ ジ タ ル 行 政 推 進 監		藤 島 純
企 画 政 策 部 長		角 本 力
財 務 部 長		松 谷 勇
民 生 部 長		斉 藤 洋 一
福 祉 部 長		中 村 智 郎
健 康 づ く り 推 進 部 長		菅 原 典 子

健康づくり推進監	畑 中 美 雅
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	吉 田 由佳子
経 済 部 長	立 花 一 雄
都 市 整 備 部 長	木 下 尚一郎
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋 一
川 内 庁 舎 所 長	杉 山 郷 史
大 畑 庁 舎 所 長	高 杉 俊 郎
脇 野 沢 庁 舎 所 長	小 田 晃 廣
会 計 管 理 者	千代谷 賀土子
教 育 部 長	伊 藤 大 治 郎
施 設 整 備 技 術 監	畑 中 渉
デジタル教育指導監	澁 田 健 太
上下水道局長民生部理事	中 村 久
国民スポーツ大会推進部官	樋 山 政 之
西通地区施設管理室長 川 内 公 民 館 長	金 浜 達 也
総務部政策推進監市長公室長	石 橋 秀 治
企画政策部政策推進監 企 画 調 整 課 長	福 山 洋 司
財務部政策推進監 財 務 課 長	池 田 雅 文
民生部政策推進監 民 生 部 政 策 課 長	石 田 隆 司
民生部副理事 民 生 部 副 理 事	加 藤 昭 広
国民スポーツ大会準備室長	
福祉部政策推進監	青 山 論
福祉部副理事高齢者福祉課長	飯 田 啓 太 郎
健康づくり推進部政策推進監 健 康 づ く り 推 進 課 長	高 橋 嘉 美
脇野沢庁舎副理事総合課長 脇 野 沢 公 民 館 長	山 崎 拓 也
農業委員会事務局次長 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	澤 田 眞 紀 子
経 済 部 副 理 事	
教育委員会事務局政策推進監	鷲 岳 彰 丸
教育委員会事務局副理事 教 育 委 員 会 事 務 局 副 理 事	櫻 井 忍
生涯学習課長 中 央 学 習 館 長	

教育委員会事務局副理事 学 校 教 育 課 長	石 川 禎 大
上下水道局政策推進監 民 生 部 副 理 事	川 島 一 彦
上下水道局下水道技術専門監 民 生 部 副 理 事	中 村 亨
上下水道局副理事水道課長	柳 谷 真 吾
財 務 部 財 務 課 長	工 藤 大 介
財務部財務課資金企画室長	荒 木 正 広
財務部税務課総括主幹	工 藤 周
福祉部高齢者福祉課総括主幹 老 人 憩 い の 家 所 長	柏 谷 かおり
福祉部高齢者福祉課総括主幹	川 端 直 子
福 祉 部 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	辻 郁 子
健康づくり推進部国保年金課長	上 林 啓 史
健 康 づ くり 推 進 部 国 保 年 金 課 総 括 主 幹	野 坂 ゆ み
大畑庁舎市民生活課長	山 崎 憲 一
教育委員会事務局総務課長	畑 中 俊 彦
教 育 委 員 会 事 務 局 地 域 ク ラ ブ 企 画 推 進 課 長	畑 山 勝
教育委員会事務局図書館長	澤 田 修 一
上下水道局経営課長	宮 下 圭 一
上下水道局経営課総括主幹	橋 本 伸 吾
上下水道局水道課総括主幹	中 村 満
上下水道局水道課総括主幹	太 田 貢
上下水道局下水道課長 民 生 部 環 境 政 策 課 総 括 主 幹	本 田 正 大
上下水道局下水道課総括主幹 民 生 部 環 境 政 策 課 総 括 主 幹	川 村 利 之
総 務 部 総 務 課 主 幹	徳 学
企画政策部企画調整課主幹	西 田 裕 昭
財 務 部 財 務 課 主 幹 資 金 企 画 室 主 幹	井 戸 向 秀 明
財 務 部 税 務 課 主 幹	石 倉 慎 一
財 務 部 税 務 課 主 幹	二 階 聖 仁
民生部市民スポーツ課主幹	一 戸 光 樹
民生部市民スポーツ課 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 室 室 長 補 佐	林 力

福祉部高齢者福祉課主幹	宮 本 千 里
健康づくり推進部 国保年金課主幹	坂 本 望 生
大畑庁舎市民生活課主幹	西 村 大 介
教育委員会事務局総務課主幹	新 田 剛
教育委員会事務局 生涯学習課主幹 中央公民館主幹	谷 川 豪 樹
教育委員会事務局 地域クラブ企画推進課主幹	石 橋 雅 美
上下水道局経営課主幹	川 村 悟
上下水道局水道課主幹	渡 部 直 樹
財務部税務課主任主査	黒 滝 和 也
民生部市民スポーツ課主任主査	三 山 純
福祉部地域包括支援センター 主任主査	皆 野 仲 哉
上下水道局経営課主任主査	山 田 真由美
総務部総務課主査	川 森 恒 太
上下水道局経営課主査	柳 田 雄 規
健康づくり推進部 国保年金課保健主任	圓 子 愛 理
総務部総務課主任	川 畑 千菜美

○事務局出席者

事務局長 佐藤孝悦	次 長 中野敬三
主 幹 澁川紋子	主任主査 畑中佳奈
主任主査 井田周作	主 任 浜 端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(佐々木隆徳) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。
ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより3月8日に引き続き議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

3月8日は、第10款教育費の質疑を中断しておりましたので、本日は質疑の続きから再開いたします。

なお、念のため申し上げますが、3月8日の審査において既に教育費の説明に対する質疑を行った委員は、本日は質疑できませんので、ご了承願います。

ここで、教育委員会総務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長(畑中俊彦) 3月8日の高橋委員の質疑に対し、タブレット故障等の対応の費用といたしまして、「GIGAスクール端末整備事業費に計上している」とお答えいたしました。訂正をいたします。よろしく願います。

以上となります。

○委員長(佐々木隆徳) これで教育委員会総務課長の発言を終わります。

ただいまの教育委員会総務課長からの発言の訂正については、委員長において許可し、会議録を訂正いたしますので、ご了承願います。

それでは、第10款教育費の説明に対し、質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員(富岡直哉) 2点質疑させていただきます。

まず、91ページの保健体育総務費の各種団体補助金及び負担金についてありますが、その中で補助金等関係資料の62ページ、むつ市体育協会補助金についてお聞きいたします。スポーツ少年団の運営をむつ市体育協会のほうに移管する内容というふうになっておりますが、事務局を移行することになった経緯をお伺いいたします。

次に、91ページの国民スポーツ大会準備事業費についてありますが、競技会場の整備という内容でありましたが、2億円も超えておまして、金額的にも大きいことから、その事業内容の詳細についてお伺いいたします。

○委員長(佐々木隆徳) 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長(加藤昭広) お尋ねにお答えいたします。

まず1点目のスポーツ少年団移管の経緯についてでございますが、平成

25年にむつ市体育協会を法人化した際に、下部組織であるむつ市スポーツ少年団を移管するところ、移管に伴う事務の煩雑化を防ぐため、市で事務を行ってきました。法人化後、10年が経過し、運営状況も安定していることから、本来の姿であるむつ市体育協会へ事務を移管するものでございます。

次に、2点目の事業費の増額であります。内訳といたしましては、実行委員会が行う4競技の会場等設計業務委託、ホームページ製作業務委託、本大会、リハーサル大会等の調査、広報啓発活動費などの負担金として974万7,000円と、市が行う工事としてむつマエダアリーナ南側の市有地をセーリング競技の艇置場とするもので、約1万3,000平方メートルを駐車場と同様に舗装し、約340艇分を整備するセーリング競技艇置場整備工事費の2億3,376万1,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 国民スポーツ大会のほうからですけれども、セーリング競技の艇置場の整備工事については、保健体育総務費の国県支出金があるまま充てられることになるかと思いますが、県の補助、そして市の持ち出しはどの程度となるのか、その詳細をお聞きいたします。

また、先ほどのご答弁の中で国民スポーツ大会の啓発活動の部分での計上もありましたけれども、実際市民へのPR活動についてはどのような取組を計画しているのかお伺いいたします。

次に、スポーツ少年団の事務局をむつ市体育協会のほうに移管する件であります。非常に大きな進展であるのかなというふうに思っておりますが、「むつ☆かつ」の取組も進んでいる中で、今後のスポーツ少年団の運営については、むつ市体育協会のほうにどのような取組を期待し、移行する考えであるのか。スポーツ指導者の経験もお持ちである市長の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 市長。

○市長（山本知也） スポーツ少年団の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

むつ市スポーツ少年団でありますけれども、まず今「むつ☆かつ」という形で、中学校の部活動をクラブ化に向かって現在取り組んでおります。小学校は先ほど担当課長から答弁させていただきましたとおり、既にスポーツ少年団という形でクラブ化されております。そういった形で、今少子化の影響でこどもが減っている中で、こどもたちがスポーツに取り組んでいく環境をこの地域で整備していく、そのことが大事だと思っております。そのこと

はやはり各競技団体が所属しておりますむつ市体育協会と連携した形で、各競技団体が地域のこどもたちをどう育てていくか、そういったことも念頭に置きながら、クラブと連携してやっていくことが必要であると考えまして、今回のむつ市体育協会の移管となったということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長（加藤昭広） それでは、お答えいたします。

セーリング競技艇置場の工事の財源ということで、県の競技施設仮設等対応費補助金を活用し、10割補助で整備するものであります。

次に、啓発活動についてであります。令和6年度につきましては、令和7年1月に624日前のイベント、むつ市のイベント、そしてまさかりレガッタ等でのPRブースの設置、ホームページの立ち上げなどを計画しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、87ページの小学校費の第1目の中で、小学校用のGIGAスクール端末整備事業というのはどういうものなのか、まずお伺いします。

そして、91ページ、第5項保健体育費の先ほどの国民スポーツ大会に関してなのですが、セーリング場の整備ということで、先ほど富岡委員のほうからご質疑がありましたが、その利活用というのはどのように考えているのか。今回、その艇を置く場所の舗装工事ということになるのですが、それはそのままにしているのか、その後その利活用等をしていくのかということをお伺いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

GIGAスクール端末整備事業費の対象でございますが、こちらは令和元年度に学校のコンピューター教室で整備していたウィンドウズタブレットの更新費用となっております。

以上となります。

○委員長（佐々木隆徳） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長（加藤昭広） セーリング競技の艇置場の工事の利活用ということでございますが、令和6年度に工事を予定しておりますセーリング艇置場整備につきましては、駐車場

と同様の舗装となりますので、大会終了後につきましても駐車場として活用することとしております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。すみません、G I G Aスクールのやつ、もう一回、もうちょっとゆっくり答弁いただけますか。ちょっと今何を言ったか聞こえなかったのですが。いいですか、もう一回。これ使ってしまうけれども、もう一度お願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

こちらのG I G Aスクール端末整備事業費の対象となる端末は、令和元年度に既に学校のコンピューター教室に整備していたウィンドウズタブレットの更新費用となっております。

以上となります。

○委員長（佐々木隆徳） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 教室についていた端末の整備事業ということでいいのでしょうかということと、今一人一人に端末がしっかり渡っている状況の中で、教室に置かれている端末というのもまた整備をしなければならないのかということなのですが。

○委員長（佐々木隆徳） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

こちらのほうなのですけれども、学校のコンピューター室にあったものを当初整備する段階で全て整備できなかったものですから、現在小学校1年生が教室のほうで利用している端末となっております。そちらのほうをウィンドウズタブレットから、新しい皆さんがお使いいただいているタブレットに更新する費用となっております。

以上となります。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 3点ほど質疑させていただきます。

84ページの第1項第3目義務教育振興費のところでは2点質疑させていただきます。外国語指導助手派遣事業費ですが、これは約30年ほど前から始まった事業であると認識しております。今年度の計画の中で、前年度と何か進歩的な事業が加わりましたらお願いいたします。人材の人数の面などでお願いいたします。

2点目のジュニア大使派遣事業をお聞きいたします。これも約29年、30年、

ジュニア大使はその前ですね、ずっと前ですね。ここコロナ禍で少し途絶えていたわけですが、今年度は副市長も随行されていたようですが、今後の課題とか、またよい点がありましたら、お願いいたします。

それから89ページ、2目公民館費のところ、木野部地区公民館の改修事業費が計上されておりますが、その事業の概要と経過についてお願いいたします。

以上、3点お願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（石川禎大） A L Tの活動状況についてのお尋ねにお答えいたします。

令和5年度につきましては、令和4年度までと同様になっておりますが、5人の配置となっております。令和5年夏に3名の新しいA L Tを迎えて、小学校に4名の配置、中学校に1名の配置となっております。令和4年度は、途中で辞めたA L Tがいましたので、令和5年度当初は4人の配置でスタートしておりましたが、夏以降は5人の配置ということで、各小・中学校においてA L Tが異文化交流理解、あるいは生の英語での学習等で非常に活用いただいているというお声を現場からいただいております。

続きまして、ジュニア大使派遣事業についてのお尋ねにお答えさせていただきます。今年度、4年ぶりに10名の中学生がジュニア大使として今年の1月の初めに派遣されました。団長には、川西副市長に行ってくださいしております。4年ぶりということで、現地でも大変な歓迎のムードでもてなしていただいております。訪問団の10名の中学生は、貴重な体験をすることができております。こちらにつきましては、先月まで市役所内にこどもたちが作った資料も掲示させていただいております。

また、今回の交流がきっかけとなり、ホームステイを受け入れた現地の学生から、むつ市との交流活動をこれからも活発化していきたいという情報も聞こえてきております。来年度以降についても、今年度同様、中学生のジュニア大使として派遣して、この交流活動を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（佐々木隆徳） 中央公民館長。

○教育委員会事務局副理事生涯学習課長中央公民館長（櫻井 忍） お答えいたします。

木野部地区公民館改修事業の事業内容は、木野部地区公民館の雨漏りに伴う改修工事で、工事に伴う設計業務委託料及び工事費を計上しております。

以上です。

○委員長（佐々木隆徳） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。ALTにつきましては、これからも子どもたちの語学力の強化のために、よく頑張っていただきたいなと思っています。

そして、このALTの方たちの環境というのは、どういうふうに整備されているのかお知らせください。

そして、ジュニア大使派遣事業ですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、副市長が随行されていたようですけれども、その感想を一言お願いいたしたいと思います。やはり交流する方たちが替わっていく中で、やはりどういうふうに次へつなげていくかということが、とても交流としては大事なことと考えておりますので、そこをお願いいたします。

それから、木野部地区ですが、これは雨漏りだけで、耐震等についてはどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 副市長。

○副市長（川西伸二） それでは、私のほうからジュニア大使派遣事業に関連して、姉妹都市交流ということで、ポートエンジェルズ市の訪問の今回の意義とか今後の方向性ということでお話ししたいと思います。

今回先ほど教育委員会のほうから答弁がありましたとおり、4年ぶりの訪問ということで、ジュニア大使10名、そして教育委員会職員と私とで訪問したわけなのですが、4年ぶりということで、向こうのほうの感覚がどういふふうになっているのかなと、そういったところの確認のためにも訪問ということが必要だろうということで行ったわけなのですが、向こうの歓迎ぶりというのは、私初めて訪問させていただきましたけれども、想像を超えるほどの歓迎ぶりでした。

この歓迎ぶりというのは、今までのポートエンジェルズ市とむつ市のつながりというものは、これは我々日本人というのは昔から、そういった人と人とのつながりというのは重んじてきた国であり、人種だったと思うのですが、ポートエンジェルズ市もまさしく日本と同じような歓迎ぶりでした。こういったところの人との関係性をつないでいくというような心意気といいますか、そういった気持ちというのは、国も、そしてまた人種をも超えてつながっていくのだなというようなことを感じてまいったところがあります。

そしてまた、ポートエンジェルズ市の皆様のそういった温かい歓迎ぶりに接しまして、今後も向こうからもお話がありましたけれども、改めて交流を

深めていこうというようなお話をいただいていたいました。その中では、経済的な交流もあるし、それとポートエンジェルズ市で文化施設、何か新設した施設もございました、そういった文化交流もやりたいねというようなお話もいただきましたので、今後関係者等々協議を進めていく中で、そういったことも視野に入れながら、今後もポートエンジェルズ市とは良好な関係を築いていきたいと。

そして、今回のジュニア大使10名のこどもたち、生徒たちは、立派に将来的にその架け橋になるであろう役割を果たしてきてくれたと、このように感じたところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（石川禎大） A L Tの環境等についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

新しく来たA L Tも含めまして、県のほうでそれぞれのA L Tに対する研修の機会がありますので、そちらに行き、しっかりと研修をしてきております。また、毎週金曜日には教育委員会の学校教育課のほうに全てのA L Tが学校から戻ってきて、担当指導主事と1週間の学校での様子等について面談をしながら、抱えている悩み等についても話をしながら解決に努めております。また、場合によっては、それらの情報を担当の学校のほうの教頭先生を通じて情報提供もしております。

また、5名とも市内のアパート等に住んで、その入居の準備あるいは帰国の際には引っ越し等の後始末等も教育委員会のほうで担当しております。そのような形で、一人一人のA L Tが異国の地でもしっかりと仕事に専念できるよう、そういった面での配慮もできる限りしているということでご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木隆徳） 施設整備技術監。

○施設整備技術監（畑中 渉） 耐震改修の件で、木野部地区公民館の件でお答えさせていただきます。

今回の予算には、雨漏り改修が最優先とされておりますので、耐震改修の費用は含まれておりません。

以上です。

○委員長（佐々木隆徳） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） まず副市長、どうもありがとうございました。交流する人たちが次から、その時代時代で変わっていきますので、行った方のやはり熱意が次に伝わっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、ALTの環境ですけれども、ありがとうございます。実は、ちょっと委員長にお許しをいただいて発言したいのですけれども、初めてこの地域にALTでいらした方が、その後20年後ぐらいでしたか、お会いしたときに、札幌大使館の首席領事でいらっしゃいました。やはり彼らにとってもまた成長の場、教育をしながら成長の場であると思っておりますので、このところは環境もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、木野部公民館ですけれども、今回は雨漏りということですが、耐震の部分は、では大丈夫ということで、雨漏りだけになったのでしょうか。また、予算の都合で2年越しとか3年計画でやっていくというおつもりなのか、お知らせください。

○委員長（佐々木隆徳） 濱田委員、答弁は耐震だけでいいのですか。施設整備技術監。

○施設整備技術監（畑中 渉） 耐震についてお答えいたします。

計画的に今後も課題として検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 端的に質疑いたします。

91ページ、第10款第4項社会教育費、第6目地域文化・スポーツクラブ推進費について、2点質疑します。1点目、1億9,199万円のうち、むつ市地域文化・スポーツクラブ負担金のほうが「むつ☆かつ」ですけれども、1億4,823万5,000円を計上しています。そのうちの送迎バスの委託料をお示ください。

2点目に、来年度から文化クラブが10、スポーツクラブ7の全17クラブになりますけれども、そのクラブの運営費は一律で配分なのか、所属している生徒数で案分しているのかお伺いいたします。

次に93ページ、第5項保健体育費、第5目体育館施設管理費について、1点質疑いたします。大畑体育館ができて56年、川内体育館が36年経過していますけれども、その施設の現在の利用者数、過去のものも、もしありましたら、お示ください。

○委員長（佐々木隆徳） 地域クラブ企画推進課長。

○教育委員会事務局地域クラブ企画推進課長（畑山 勝） 野中委員お尋ねの運営費の送迎バスについてご説明いたします。

クラブ活動生徒送迎バスは、6,939万1,000円となっております。また、運営費は一律で配分かということですが、それぞれのクラブごとで積算した形となっております。

以上です。

○委員長（佐々木隆徳） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長（加藤昭広） 大畑体育館の利用人数についてお答えいたします。

令和3年度につきましては1万2,969人、令和4年度につきましては1万4,253人となっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） ありがとうございます。「むつ☆かつ」のほうなのですが、中学校の通学で要するスクールバス6,915万5,000円、大体「むつ☆かつ」の送迎用のバスとほとんど変わらない委託料になっていると認識しました。大畑地区とか川内地区のもの、その「むつ☆かつ」用だけのものと、スクールバスがその辺どうなのかなとちょっと感じるころはあるのですけれど。大畑地区とか川内地区とか、当然近川もそうなのですけれど、田名部中学校とか下北文化会館までの距離を走るの、そのくらいかかるのかなと思うころはあるのですが、その運行費に対して、どのように予算を組んだと言えおかしのですけれど、このほとんど変わらない金額をどのように捉えているのか、1点お伺いいたします。

また、運営費のほうなのですけれど、そのクラブ間で足りないなと思ったときに、例えば保護者間で話し合っ追加で出し合うことが可能なのかどうかお聞きします。

次に、体育館の管理費ですけれど、両地区の体育館の利用者数はかなり多いと伺いましたし、私もそう認識しております。平日の日中でも結構予約で埋まっているのは、ホームページ等で確認してはいますが、それだけに長寿命化のための対策も必要不可欠ではないでしょうか。特に大畑体育館の屋根は、もうペンキが剥がれ落ちて、大畑小学校の南側の高台にある道路から見えるたびに、どうにかならないものかなと私も感じていますし、多くの市民も感じているのですけれど、その長寿命化に対する今後の計画がもしありましたら、お示しください。

○委員長（佐々木隆徳） 地域クラブ企画推進課長。

○教育委員会事務局地域クラブ企画推進課長（畑山 勝） 野中委員のお尋ねにお答えいたします。

中学校の「むつ☆かつ」の送迎バスの件ですが、主にスクールバスにしましては、生活している居住する生徒の自宅方面に向かうバスです。「むつ☆かつ」に関しては、主に学校と活動拠点を結ぶバスになりますので、ご理

解賜りたいと存じます。

また、クラブの活動費に関しましては、生徒にはむつ市の負担金が大半となるのですが、活動において個人でも使用できる、個人のみで使用するもの、また個人の給付に該当するものについては、別途費用を徴収しているところでございます。

また、今後は民間企業からの寄附等をはじめ自主財源の獲得にも注力していくことで、市の財源に頼ることのない運営に向けて進めてまいりたいと存じます。

○委員長（佐々木隆徳） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長国民スポーツ大会準備室長（加藤昭広） それでは、大畑体育館についてお答えいたします。

大畑体育館につきましては、老朽化していることについては重々認識しているところでございます。令和6年度の予算につきましては、屋根改修などの大規模な工事費につきましては計上されておりませんが、日常的な消耗品灯油代、修繕費、暖房設備などの予算を計上しているところでございます。

今後につきましては、応急的な修繕をしながら、長寿命化も含め、施設の在り方について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木隆徳） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 体育館のほうは分かりませんが、分かりました。分かりませんというか、屋根が本当に大変なことになっていますので、何とか考えてほしいなと思っております。

「むつ☆かつ」のほうなのですけれども、バス代というか、これはもう仕方ないというか、かかる経費なので分かるのですが、たまたま先日金曜日なのですけれども、夕方6時40分頃、あの辺ちょっと、公民館の辺りを散歩していたところ、大きなバスに帰り2人だけ乗っていたのです。それは多分途中で、中学校なり正津川なり関根中なりで降ろしてきたから、その人数だったと思うのですけれども、何かそれを見て、いや、このバスに2人だけか、これならお金かかるのではないかなとちょっと思った次第で、今回質疑したのですけれども、多分ほかで乗って降りているのかなと感じております。

スポーツ少年団でも中学校の部活動でも、父母会のような組織があるのですけれども、「むつ☆かつ」のほうでもそういう父母会みたいな組織があるのか、もしくはつくることのできるのか、最後にお伺いしたい。何でかという、今その中学校3年生の「むつ☆かつ」を卒業する親御さんから、3年生の下の後輩の親御さんとか、送る会とかやりたかったが、何かそういう組

織がないので、たしかないと聞いたのですけれども、何か寂しいなという思いがあったので、その辺最後お伺いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 地域クラブ企画推進課長。

○教育委員会事務局地域クラブ企画推進課長（畑山 勝） 父母会のことに関しましては、私たちのほうではちょっと検討するというか、設定するものではないと思っております。ただ、各部活動に関して、そういう組織を設置したいとかという要望は、今後出てくるものだと思いますので、協議しながら検討したいと思っております。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 何点か質疑をさせていただきます。

まず85ページ、特別非常勤講師配置事業費についてであります。この事業を初め聞いたとき、先生方の数が足りないのかななんて思いましたけれども、この事業導入の理由、目的というのをまず最初にお聞きしたいと思いません。

こちらのほうは、教員免許を持っている人、あるいは教員免許を持ってなくても英語とか美術とか、技術とか家庭科とか、高い専門性を持った人を配置するということになっておるのですが、この非常勤講師の先生方が授業を進める上でどのような形で進めるのかなと思っています。まるっきり先生方に任せてしまうのか、あるいはきちんと指導要領にのっとった形で進めていくのか、あるいはその授業をやるに当たって、学校の先生方ときちんと綿密に打合せをした上でその授業を受け持つのかどうか、その辺りのところをお聞きしたいなというふうに思います。

あと、保護者とすると、免許を持たない人の授業を受ける、それも正式な授業として受けるということに対して少し不安な面があると思うのですが、その辺りは教育委員会ではどのように捉えているのか。

あと、この非常勤講師も先月の末くらいから募集のほうをかけているかと思うのですけれども、その状況はどうなっているのか。その中で、英語の免許を持たない人で募集条件として英検2級、あとTOEIC550点というふうな形で載っていたのですが、この基準は妥当というふうな形で判断しているのかどうか。TOEIC550点というと、大体毎回の平均点よりはちょっと低いくらいの点数のレベルだと認識していますし、英検2級は高校生レベルということだと思っております。その辺のことを含めて募集の要件は妥当だと判断しているのかお聞きしたいと思えます。

あと、これらの講師の方々、授業のほかにも学校行事とかにも参加するのでしょうか。その辺りのことをお聞きしたいと思えます。

次に、同じく85ページ、こどもまんなかICT学習環境整備事業、AIドリル整備事業であります。株式会社ベネッセコーポレーションさんと連携協定を締結して、AI型デジタル教材の活用や総合学力調査の結果、データ分析での強化を通じて一人一人の児童・生徒に応じた個別最適な学びを実現するというのだというふうに認識しておりますが、このAIドリルですけれども、普通に考えて、一般の授業の中で、あるいは現状の授業スタイルの中でそれを使うというのはちょっと難しいところがあるのではないかとこのように思っています。使うとすれば、それ以外の場、あるいは宿題ですとか、あるいは個人学習の場になると思うのですが、その利用の仕方についてはどのようなことを考えているのかお聞きしたいと思います。

あと、このAIドリルを使うことによって、生徒それぞれの弱点と申しますか、つまりいたるところまで戻って学習ができるような構成になっているのかお聞きしたいと思います。

あと、これ学校以外で使用するとすると、各家庭、通信環境の差もあると思うのですが、そういうふうな場合でも有効に活用できるものなのかどうかお聞きしたいと思います。

そして、最後もう一点、これAIドリルを使ったことによって、こどもたちのいろんなデータが蓄積されると思います。このデータにつきましては、恐らくベネッセさんも共有することになると思うのですが、その辺りの取組はどのようになされているのかお聞きしたいと思います。

3点目、同じくこれも85ページですけれども、こどもまんなかICT学習環境整備事業のメタバースのところですが、前回の予算審査特別委員会で大体内容については把握しましたので、その点はいいのですが、これ検証実験やる中で、このメタバース空間は、何時から何時ぐらいまでの間活用できるものなのでしょうか。そこを1点お聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） デジタル教育指導監。

○デジタル教育指導監（澁田健太） お答えいたします。

まず、特別非常勤講師配置事業の目的についてですが、本事業は中学校において、本来配置されるべき教科の免許を保有する教員がおらず、免許外の教員が指導せざるを得なくなっている技能教科、例えば美術や技術家庭ですが、そのほか英語の指導免許を持たず指導に不安を抱える小学校の外国語や外国語活動の指導、さらには実験準備によって後始末に多くの時間を要する小学校の理科等において、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより授業の質の向上を図り、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ることを目的としております。

続きまして、事業内容についてのお尋ねにお答えいたします。この事業に関しましては、児童・生徒によりよい教科指導や教育が図られるよう、学校と十分協議し、決めていただくことが大切だと考えております。中身につきましては、学習指導要領にのっとった内容であり、教科書の流れに沿ったものを指導していただくこととしております。

次のお尋ねです。免許を持たない方の指導に対する不安に対してですが、教員免許を持たない方の学習指導に関しましては、チームティーチングという指導方法を用いるほか、単独で指導する場合には、学習領域の一部を担っていただき、その専門スキルを児童・生徒に指導していただくこととしておりますので、大きな不安はないものとして認識しております。

また、小学校の理科等教科指導に関しましては、退職教員や教員免許を有する方を採用し、配置したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、募集状況についてのお尋ねにお答えいたします。3月1日までの募集について、教員免許を持つ方、持たない方を合わせて現在5名の応募者がございます。

続きまして、英語に携わる方の応募資格の妥当性についてのお尋ねについてお答えいたします。まず、文部科学省から小学校の英語教員養成に対して出されている具体的な英語力の目標としては、外国語活動、外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身につけるとあります。これは、すなわち英検2級あるいはTOEIC550点程度の英語力に当たります。

また、各都道府県の小学校教員採用試験において、英検2級以上またはTOEIC550点以上のスコアを持つ受験者には、試験の一部免除や加点もしくは選考に当たって考慮するとした自治体が20以上ございます。さらに、むつ市と同様に特別非常勤講師配置事業を行っております他自治体の資格条件も、この基準を取り入れております。このことから、本市における講師の募集に際し、この基準を資格として採用いたしました。本基準が妥当かどうかにつきましては、事業を進める中で配置校での評価を聞きながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後になりますが、学校行事への参加についてのお尋ねにお答えいたします。本事業で配置する講師は、あくまで講師が授業支援をすることにより、授業の質の向上と教員の教材研究の確保につなげることを主たる目的としております。したがって、配置校の校務分掌を担当させることや、行事等への参加は目的外の活用となるおそれがございます。配置校には、本事業の

趣旨をしっかりと伝え、適切な活用を図っていただくよう依頼することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（石川禎大） 1つ目、A Iドリル整備費についてのお尋ね、学校での利用の仕方についてですけれども、学校ごとに現在でもタブレット端末教材については、朝自習や学習タイムの時間帯で全校や学級で使用したり、教科の授業の中で予習や復習として子どもたちが使用しておりますので、令和5年度以降も同様のケースが考えられます。

さらに、より具体的な活用例としましては、授業の復習場面等で全員が同じ問題に取り組んでいきます。そして、数時間の授業の中の単元の最後の部分では、一人一人のそれまでの解答状況、それから4月に実施しますむつ市総合学力調査の結果に応じて、それぞれの子どもたちにはその結果に応じた内容の問題が教員から配信されます。これは、教員が復習として子どもに問題を配信する際も同様で、子どもたちは自分の実情に応じた問題を解くことが可能となります。また、取り組む内容や速さなども、子どもたち自身が自己調整しながら学習を進めることが可能となります。

また、苦手意識を持っている子どもについては、間違えた問題を中心に繰り返し同様の問題を解いたり、あるいは現在の学年より1つ前の学年の問題にも取り組むことが可能となります。

また、2つ目のお尋ねの家庭への持ち帰りについてですけれども、インターネット環境がない場所での使用はできませんので、一律に宿題とした場合、通信環境により、このA Iドリルを使用できない子どもも出てくるのが想定されるため、配慮が必要となります。この点については、難しい問題とか簡単な問題というような形で、その子どもに適した問題を教員が印刷して配付するということが可能ですので、そうした形で宿題とすることは可能です。

現在使用しているタブレット教材も、オフライン上では使用できないため、現在各学校では持ち帰りに際しての宿題等では配慮した形で使用されておりますので、令和5年度以降も同様に対応していくこととなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、蓄積された子ども一人一人のデータの取扱いについてになりますが、A Iドリルを提供していた会社との利用規約の中に、データの取扱いについては、外部への情報提供を禁止することを明記することとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、新しい学びの場検証事業費についてのメタバース空間の開設

時間についてのお尋ねになります。この仮想空間は、むつ市教育相談室内に設置いたしますので、教育相談室と同じ午前9時から午後4時までの時間帯で利用できるように考えてございます。もちろんこちらは、平日となりますが。不登校児童・生徒は、昼夜の時間帯が逆転してしまうケースも心配されますので、昼間の時間帯に活用できるようにしております。

そして、相談員等がいない時間帯、つまり夜間の時間帯にこども同士でつながってチャットで会話をしたりというふうなことになる、悪口を書かれたりとか、あるいはその他の問題が発生する場合も心配されますので、相談員等がメタバースを管理しているこの時間帯を考えております。今後他地区の事例や本事業での検証を踏まえながら、開設の時間帯については、その都度検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上となります。

○委員長（佐々木隆徳） 中村正志委員。

○委員（中村正志） ありがとうございます。何点か再度お聞きしたいと思うのですが、まず非常勤講師のほうですけれども、今のお話ですと、授業を進める上で問題ないように、先生方と打合せをしたり、その準備もきちんとするということがあったのですが、そうしますと、この募集は、たしか1日2時間程度で1週間6時間程度というふうな形だったと思うのですが、そのような打合せとか準備時間等々も、この仕事の中にきちんと見ていただけるのかどうかということが1つ。

あと、授業を進める中で、中にはきちんとした正式な教科の授業もあるわけですし、そういうふうな場合に、教科の評価のほうにも先生方と一緒に加わるのかどうか、そこをお聞きしたいなと思います。

次、AIドリルですけれども、先生のほうからこどもさんたちに合わせた形で配信される、先生の判断で配信されるということなのですが、私これ見たときに、AIなので、その生徒さん方が問題を解いていくと、あっ、このこどもさん方は、ここの部分でつまづいているのだ、ではこの問題やればいいのかよねというふうな形で、AIのほうで自動で判断してくれるのかなというふうなことも思ったのですけれども、そういうことが一応できるのかどうか、お聞きしたいと思います。

あと、データのほうですけれども、外部への提供はないということでありましたが、このデータ、ベネッセさんが利用する分にはいいのかどうか、その辺りお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） デジタル教育指導監。

○デジタル教育指導監（澁田健太） お答えいたします。

まず、週に最大で6時間の時間をその特別非常勤講師の先生には持っていただくこととなりますが、その6時間の中に、打合せの時間や教材準備、後片づけも入るかというお問合せに関しましてですが、それは想定しております。小学校の場合は、1単位時間が45分、中学校は1単位時間が50分ということで、その積算、累積した中での調整になるとは思いますが、単に45分間だけとか、50分間だけとかという形ではなく、打合せの時間はその中に全部含めてまいりたいと考えております。

また、教科指導は1人で行うのかどうかという点につきましてですが、例えば普通教科、小学校の場合は理科を含めてたくさんございますけれども、学校のニーズに応じて、例えば理科以外の家庭科を持ってほしいとか、違う教科を持ってほしいという場合がございます。免許を持っている、小学校教員免許を保持している先生は、全ての教科の指導をする資格がございますので、単独でその授業を行っていただくことは可能です。そこは、学校の打合せの中で決めていただくことになるかと思っております。

免許を持たない方に関しましては、当然評価も含めて全部丸投げするということは絶対あり得ないことですので、当然チームティーチング、もしくは例えば外国語活動の場合は、発音のところだけは、では先生お願いねということで、その時間、英会話やり取りということで、その先生に任せることはあるとは思っています。ただし、全てにおいて教科の全部という指導にはならないかと考えております。基本的には、小学校の教員免許を持たれる方に関しては、教科の指導の全部を任せることも可能という認識でいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（石川禎大） お答えいたします。

1つ目のお尋ねのAIドリルが自動で配信できるのかというお尋ねについてですけれども、こちら先ほども説明させていただきましたが、教員から問題を配信することも可能ですが、単元の最後に、こどもたちのそれまでの取組状況によって、自動的にこどもたちのタブレット端末に、教師からの配信とは別に自動で問題が配信されていくこととなりますので、こどもたちの実情に合った問題が自動配信、単元末にはされるということになります。

それから、ベネッセのデータの利用ですけれども、提供していただいている会社がデータを利用することについてであります。これまでも本市ではむつ市総合学力調査の結果につきましては、各学校ごとのデータあるいはむつ市全体のデータ等を様々な形でデータの提供をしていただいております。

同様に、授業の充実のために、このAIドリルの使用状況についても学校ごと、あるいは市全体等でどのような使用状況になっているのか等については教育委員会のほうから、その会社のほうに依頼をする形でデータを加工して提供していただくということも可能になっておりますが、どのような形でデータを提供していただくかについては、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 予算書の94ページをお開き願います。

第11款公債費についてであります。これは長期債の元金及び利子であります。前年度と比較して3億540万6,000円の減額となっておりますが、借換債の減等によるものです。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 公債費の中の臨時財政対策債についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、来年度の返済額と、その財源についてお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 財務課長。

○財務部財務課長（工藤大介） お答えいたします。

臨時財政対策債の償還額についてであります。令和6年度の元金の償還額は10億5,381万604円、利子の償還額は2,800万2,177円となっております。

また、臨時財政対策債の財源につきましては、後年度の交付税に係る基準財政需要額にて100%交付税措置されるものとなっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 100%交付税措置ということなのですが、実際にきちん

と入っているという実感はございますか。

○委員長（佐々木隆徳） 財務課長。

○財務部財務課長（工藤大介） 入っているものとして認識しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 第12款諸支出金についてであります。これは下北医療センターの病院事業会計、上下水道局の水道事業会計及び下水道事業会計に対する一般会計の負担金等であります。前年度と比較して5億8,532万4,000円の増額となっておりますが、一部事務組合下北医療センター貸付金の増等によるものです。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 第13款予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものであります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 予算書の12ページをお開き願います。

第1款市税についてであります。市税総額は前年度に比べ1億8,164万1,000円減の56億4,240万5,000円、徴収率は前年度に比べ0.2ポイント増の96.5%となっております。

次に、14ページに移りまして、第1項市民税についてであります。定額減税に伴う個人市民税の減収により、前年度に比べ1億6,208万2,000円減の25億5,297万1,000円を計上しております。

次に、第2項固定資産税についてであります。固定資産の評価替えによる土地家屋の評価の見直し等に伴い、前年度に比べ5,638万4,000円減の21億4,508万8,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。前年度に比べ167万4,000円減の1億8,880万円を計上しております。

次に、15ページに移りまして、第4項市たばこ税についてであります。前年度に比べ4,170万6,000円増の5億9,372万1,000円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。前年度に比べ339万7,000円減の1億5,996万9,000円を計上しております。

次に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ19万円増の185万6,000円を計上しております。

次に、15ページから16ページにかけての第2款地方譲与税についてであります。前年度に比べ2,900万円増の2億7,200万円を計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。前年度と同額の300万円を計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。前年度に比べ300万円減の1,700万円を計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。前年度に比べ1,200万円減の900万円を計上しております。

次に、17ページに移りまして、第6款法人事業税交付金についてであります。前年度に比べ2,200万円増の9,400万円を計上しております。

次に、第7款地方消費税交付金についてであります。前年度に比べ3億2,200万円増の16億8,500万円を計上しております。

次に、第8款環境性能割交付金についてであります。前年度に比べ1,100万円増の2,500万円を計上しております。

次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。前年度に比べ89万7,000円増の8,008万3,000円を計上しております。

次に、第10款地方特例交付金についてであります。定額減税に伴う個人市民税の減収分の補填により前年度に比べ2億3,146万9,000円増の2億7,046万9,000円を計上しております。

次に、18ページに移りまして、第11款地方交付税についてであります。前年度に比べ4億9,100万円増の119億3,200円を計上しております。

次に、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。前年度に比べ68万6,000円減の446万8,000円を計上しております。

次に、第13款分担金及び負担金についてであります。前年度に比べ526万8,000円増の1億1,014万4,000円を計上しております。

次に、19ページから20ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。前年度に比べ161万2,000円増の2億4,380万4,000円を計上しております。

次に、20ページから23ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。前年度に比べ6億8,669万4,000円増の84億9,979万8,000円を計上しております。増額の主なものは、22ページ、第2項国庫補助金、第7目の教育費国庫補助金で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金の増によるものです。

次に、23ページから26ページにかけての第16款県支出金についてであります。前年度に比べ3,536万1,000円増の26億5,501万8,000円を計上しております。増額の主なものは、25ページ、第2項県補助金、第9目の教育費県補助金で、国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応費補助金の増によるものです。

次に、26ページから28ページにかけての第17款財産収入についてであります。前年度に比べ1,531万7,000円減の2,011万4,000円を計上しております。

次に、第18款寄附金についてであります。前年度に比べ1,570万円増の2億1,100万円を計上しております。

次に、28ページから30ページにかけての第19款繰入金についてであります。前年度に比べ7億5,532万円減の14億2,342万3,000円を計上しております。減額の主なものは、29ページ、廃目となりました財政調整基金繰入金の減によるものです。

次に、30ページから32ページにかけての第20款諸収入についてであります。前年度に比べ5億1,775万8,000円増の29億6,167万4,000円を計上しております。増額の主なものは、31ページ、第3項貸付金元利収入、第6目の一部事務組合貸付金元金収入で、一部事務組合下北医療センター貸付金元金収入の増によるものです。

次に、32ページから34ページにかけての第21款市債についてであります、前年度に比べ18億5,100万円減の38億9,160万円を計上しております。減額の主なものは、33ページ、第3目の衛生債で、新ごみ処理施設建設事業終了に伴う清掃施設整備債の減によるものです。

この結果、歳入の総額は前年度に比べ4億5,100万円減の400億5,100万円となりました。

以上が歳入全般の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 15ページ、第1款第6項入湯税についてお聞きいたします。

185万6,000円計上されておりますけれども、入湯税をこのままずっといただいでいくという考えだと思いますけれども、免除等の考えはないのかお聞きいたします。例えば地元の人には免除すると、地区外の方からはいただくというふうな考えはないのかお伺いします。

○委員長（佐々木隆徳） 税務課長。

○財務部政策推進監税務課長（池田雅文） お答えいたします。

入湯税の免除についてお尋ねですが、入湯税の課税客体というのが温泉に入るお客さんで宿泊を伴うという観点からすると、一般の地元の方というのはそもそも課税されていないという形で、免除されております。

以上となります。

○委員長（佐々木隆徳） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 普通の銭湯からは、こういう入湯税はいただいていないということですか。

○委員長（佐々木隆徳） 税務課長。

○財務部政策推進監税務課長（池田雅文） お答えいたします。

銭湯など公衆浴場に関しては、徴収しておりません。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 原子力関連交付金についてお聞きします。

多いときは二十数億円だったのですが、今回は19億円になりましたけれども、この間の5年前、10年前の流れの推移ですか、それを簡単にお知らせください。

○委員長（佐々木隆徳） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（荒木正広） お答えいたします。

原子力関連施設の交付金は、19億7,131万円と見込んでおりました、5年前の原子力関連施設の交付金、予算額が20億1,309万9,000円となっておりまして、5年前よりは減少しているとなっております。

以上です。

- 委員長（佐々木隆徳） 工藤祥子委員。
- 委員（工藤祥子） その減額の主な理由をお知らせください。
- 委員長（佐々木隆徳） 資金企画室長。
- 財務部財務課資金企画室長（荒木正広） お答えいたします。

原子力関連施設の交付金の減ということではありますが、電源立地地域対策交付金の県交付分は、主に原子力発電施設の周辺市町村として交付されており、個人による電灯需要家契約口数と企業による電力需要家契約電力料に基づいて交付されているもので、契約口数、契約電力料の減少が見込まれることに伴う減少となります。

以上です。

- 委員長（佐々木隆徳） 工藤祥子委員。
- 委員（工藤祥子） それでは、歳入総額に対する割合ということで、5年ぐらい前からお知らせください。
- 委員長（佐々木隆徳） 資金企画室長。
- 財務部財務課資金企画室長（荒木正広） お答えいたします。

歳入総額に対する割合ということでございますが、令和6年度予算は、先ほどもお話ししたように、19億7,131万円と見込んでおりますので、歳入総額400億5,100万円に対する割合は4.9%となります。5年前の原子力関連施設の交付金、予算額も先ほどお話ししたように20億1,309万9,000円で、5年前の歳入総額は363億5,800万円になりますので、割合は5.5%となっております。

以上です。

- 委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。
- 委員（中村正志） 何点か。

まず14ページ、市税につきまして、自主財源の柱としての市民税でありまして、この納税義務者の推移についてお聞きしたいと思います。

また、納税状況をちょっと詳しく知りたいなと思いますので、1人当たりの市税の平均額はどれくらいになりますでしょうか。

また、課税標準の段階別というのでしょうか、それで考えたときに、一番多い層、最頻値みたいなのはどの辺りになるのでしょうか。そしてまた、課税標準額の中央値はどれくらいの位置になるのでしょうか、お聞きしたいと

思います。

あと、次18ページ、地方交付税であります。いろいろ複雑な計算式があるというのは承知をしておりますが、人口減少などの減額要因があるにもかかわらず、ここ何年間かは交付額が維持されたり、あるいは微増しておりますけれども、その辺りの理由をお聞きしたいと思います。

あと、次22ページ、国庫支出金、国庫補助金、地方創生交付金、これ令和6年度からのものだと思いますが、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金ということになってはいますが、本当は歳出のほうでお聞きすればよかったです。今この交付金を財源とした事業というのはどのようなことをやられているのか、以上お伺いします。

○委員長（佐々木隆徳） 税務課長。

○財務部政策推進監税務課長（池田雅文） お答えいたします。

個人市民税の納税義務者の推移が1点目となりますが、令和3年度2万6,812人、令和4年度2万6,492人、令和5年度2万6,262人となります。

次に、1人当たりの市税額、平均額というところになりますが、令和5年度の課税ベースとなりますが、税額として1人当たり9万8,031円となります。

次に、課税標準額の段階別というところになりますが、8段階ございまして、10万円以下、998人、10万円を超える100万円以下9,050人、100万円を超えて200万円以下6,654人、200万円を超え300万円以下3,304人、300万円を超え400万円以下2,013人、400万円を超え550万円以下919人、550万円を超え700万円以下241人、700万円を超え1,000万円以下170人、1,000万円を超えるもの208人、計2万3,557人が実績の数値となっております。

次に、課税標準額の中央値となりますが、ピンポイントでお答えする数値は現時点で持ち合わせておりませんが、参考となる数値として、1人当たりの課税標準額というのが174万3,364円、所得段階別で先ほども申し述べましたが、200万円以下が全体の7割を示しているところから、中央値でも100万円を超え200万円以下のところにその中央値があるものと思っております。

戻りまして、課税標準額の段階別で一番多いところというところになりますが、10万円を超え100万円以下のところが全体の38.5%となります。

以上となります。

○委員長（佐々木隆徳） 財務課長。

○財務部財務課長（工藤大介） 地方交付税のお尋ねにお答えいたします。

令和6年度の普通交付税の額につきましては、令和5年度の交付見込額と国の令和6年度地方財政計画の伸び率を勘案しまして、令和6年度当初予算

比で4億9,100万円、率にして5.0%の増額となっております。長期的に見ますと、人口減などの要因はあるとは思いますが、こういった国の地方財政計画の伸び率を勘案して、現在伸びているというところになっております。

なお、令和5年度の普通交付税の決算見込額につきましては、国からの追加交付があったことによりまして、102億6,915万1,000円となっておりまして、これと令和6年度当初予算を比較しますと3,715万1,000円、率にして0.4%の減となっております。

続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業はというお尋ねでございますが、当初予算で計上してございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1億4,604万円となっておりまして、高等学校通学費補助事業に2,600万円、物価高騰対策ごみ袋配布事業に2,709万5,000円、子ども医療費給付事業に7,117万5,000円、保育施設におけるおむつ無償化事業に1,152万3,000円、畜産業物価高騰対策支援金交付事業に554万円、水産業物価高騰対策支援金交付事業に470万7,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 中村正志委員。

○委員（中村正志） ありがとうございます。

市民税につきましては、今お聞きしまして、やはり納税義務者のほうは年々減少しているということで、あと平均額、最頻値、中央値、これ分布でいくと、本当はそれぞれが近いほうが一番いいのしょうけれども、それもちよっとばらつきがあるということでしたので、やっぱりそこら辺は市として市民の皆さんが豊かになるための方策をしていかななくてはいけないのだなというふうな感じを受けております。この部分につきましては、特に聞くことはございません。

次、地方交付税のほうですが、財政計画のほう伸びているので、それで減額要因があってもどうにかなっているということでもありますけれども、やっぱり地方交付税、一般財源のすごく大きな柱でありますので、それこそ国のほうには地方財政計画というものの総額を今後とも伸ばしてもらい、維持してもらいということが非常に地方にとっては大事だと思うのですが、その辺りのことで、地方自治体が何かできることはあるのでしょうか。

次に、国庫支出金のほうであります。今回のものは臨時交付金ということなので、多分将来的にはなくなる、あるいは別なものに変わっていくことなのだろうと思うのですが、結構大事な事業をやられていますよね。これがなくなったときには、別のところから財源を探さなくてはならないというこ

とだと思うのですが、それぞれ一回始めたらやめられないような事業ばかりなのですけれども、将来的な財源確保として、これだけではないと思うのですけれども、全般に関わってだと思うのですが、その辺りのことをお聞きしたいなと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

今回国のほうの臨時交付金ということで財源のほうを獲得できましたけれども、令和6年度につきましては、県の核燃料物質等取扱税交付金、こちらのほうを令和6年度の予算のほうに反映させておりませんので、まずはその財源は確保できているものだと思っておりますし、あとはやはり新税等の獲得というところも令和6年度以降見えてきておりますので、その辺を安定財源といたしまして、継続する事業につきましては、そちらの財源を充当して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第32号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。佐藤武委員。

（3番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算についての反対討論を行います。

本予算は、原発核燃料サイクル政策の推進を前提として、いわゆる原発マネーに依存する予算となっています。また、市の基幹産業に位置づけられている農業予算についてですが、現状は自給率が低下しており、後継者不足、離農者の増加が大きな問題になっています。自給率の向上、就農者の拡大、地産地消の推進をする場合、生産をどのように安定的に確保していくかが重要だと思います。そのためには、農業の工業化ということではなくて、離農を防ぐためにも個人経営、家族経営を守る施策が必要ですが、十分予算化されているとは言えないと思います。

以上、2点を指摘し、詳細については最終日の本会議での討論といたします。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者2人）

○委員長（佐々木隆徳） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） それでは、議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和6年度の予算編成に当たりましては、財政運営を担う県から示された数字を用いたほか、医療費の動向等を反映させ、平均加入世帯数を前年比5.2%減の7,415世帯、平均被保険者数を前年度比7.1%減の1万619人と見込んで積算しております。予算書の12ページをお開き願います。総括表にありますように、令和6年度の予算総額は歳入歳出ともに57億5,013万3,000円となっており、前年度と比較して3億2,505万6,000円の増となっております。歳入歳出の増につきましては、主に保険給付費の増及び国民健康保険事業費納付金の増によるものとなっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、被保険者数の動向、近年の調定額、収納率の実績等から10億1,212万円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料であります。

次に、14ページに移りまして、第3款国庫支出金は、災害等の特別な事情により交付される補助金であります。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金は、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付

される交付金を見込んで計上しており、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により受診動向が回復し、1人当たりの医療費が増加に転じる見込みによりまして、3億82万1,000円の増としております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が不足する場合に県から交付を受けるものであります。

第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入であります。

次に、15ページに移りまして、第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金等を計上しており、軽減対象者の増加やシステム改修経費の増等により3,947万3,000円の増となっております。

第2項基金繰入金は、財政調整基金を繰り入れるためのものです。

次に、第7款繰越金は、決算において発生した前年度の剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、16ページに移りまして、第8款諸収入についてであります。これは国民健康保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びそのほかいずれの款にも属さない収入であります。

以上が歳入についての概要説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国民健康保険の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

次に、第2項運営協議会費についてであります。国民健康保険運営協議会に要する経費等を計上しております。

次に、第3項趣旨普及費についてであります。これは国民健康保険制度の趣旨普及に要する経費でありまして、パンフレットの作成、健康優良家庭表彰事業に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものとしたしましては、第1項療養諸費の療養給付費負担金や、20ページに移りまして、第2項高額療養費、21ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費となっております。第1項療養諸費では、保険給付費の増加によりまして、2億383万3,000円の増、第2項高額療養費におきましても、2,904万2,000円の増としております。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは財政運営の責任主体となる県に国民健康保険税等を財源に納付するものであり

ます。県から示されました金額により、第1項医療給付費分では7,125万6,000円の増、22ページに移りまして、第2項後期高齢者支援金等分では499万4,000円の減、介護納付金分では2,065万8,000円の増としております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置されている財政安定化基金から災害等の発生により保険料収納不足となって貸付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、23ページに移りまして、第5款保健事業費についてであります。これは被保険者の健康増進や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

第2項保健事業費では、レセプト点検等の医療費適正化事業、人間ドック事業に要する経費等を計上しております。

次に、24ページに移りまして、第6款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積立てするものであります。

次に、第7款公債費は、一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、第8款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金のほか、県の普通交付金の前年度精算に要する経費であります。

25ページに移りまして、第2項繰出金は、川内及び脇野沢診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第9款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第33号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(菅原典子) それでは、議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、被保険者の皆様から徴収いたしました保険料と一般会計から繰入れいたしました保険基盤安定繰入金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的とした会計であります。

令和6年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を9,601人と見込んで積算しております。予算書の10ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和6年度の予算総額は歳入歳出ともに7億4,394万2,000円となっており、前年度と比較して7,323万6,000円の増となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率については特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.54%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。被保険者数の増加や保険料の改定により4,351万5,000円の増としております。

第2款手数料は、督促手数料であります。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金であります。青森県後期高齢者医療広域連合から示された保険基盤安定負担金の見込額により、2,265万6,000円の増としております。

第4款繰越金は、令和5年度の本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入は保険料の延滞金、保険料還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。保険料や繰入金の予算に合わせまして7,323万6,000円の増としております。

第2款諸支出金は、過年度分の保険料の還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 来年度は、2年に1回の改定の年になります。そういうことで、今回の予算はどういうふうな見直しがなされたのか、そして市民に対する影響はどうかということをもまずお聞きいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（上林啓史） 保険料の見直しということについてお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、県単位での制度運営となっております。県内は青森県後期高齢者医療広域連合さんが運営してございます。保険料率については、2年ごとに見直されることとなっております。令和6年度、令和7年度の保険料率が令和6年2月16日開催の広域連合議会において決定されてございまして、見直しされるというふうに伺っております。

内容といたしましては、令和4年度、令和5年度の所得割率は8.8%、均等割額が4万4,400円となっておりますが、令和6年度、令和7年度におきましては、所得割率が9.9%、均等割額が4万6,800円となりますので、所得割率で1.1ポイント、均等割額で2,400円の増となります。ただし、令和6年度におきましては、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者については所得割率を9.2%にするというような制度もあると伺ってございます。

それから、市民の方への影響はあるかというようなことのお尋ねだと思っておりますけれども、今回の保険料率の見直しにつきましては、お一人お一人に算定されます均等割額のほうも見直しが含まれておりますので、被保険者の皆様に影響があるものとなります。影響額につきましては、青森県後期高齢者医療広域連合さんから示されました現年分の保険料を被保険者数見込みで割って、令和5年度と令和6年度の予算で比較しますと、1人当たり3,523円の増というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 来年度は引上げ、市民にとっては負担は重くなるということでしたけれども、引上げの理由について簡単にお知らせください。

○委員長（佐々木隆徳） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（上林啓史） お答えいたします。

詳細な部分については、ちょっとお答え難しい部分もございますけれども、まず国の方針によりまして、後期高齢者の皆様が負担する負担率というのが決まっているのですけれども、それが国の方針で引上げになるというのがまず1つ。それから、ご承知のとおり被保険者数というのは年々増加してございますので、その部分も要因となっていると思います。

それから、医療費の増加というのも被保険者数の増等に伴いまして生じておりますので、その辺の要因、様々なものを踏まえて見直しが必要になったということで、広域連合さんのほうからは伺ってございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第34号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

（4番 工藤祥子委員登壇）

○委員（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について反対いたします。

2年に1回見直されていますが、令和6年度は見直しの年となっています。均等割、所得割もそれぞれ保険料率の引上げ、料金の引上げということになっています。高齢になれば、病院にかかることが多くなります。物価高の中、年金が目減りしています。広域連合議会で決められたということですが、一番市民に身近な議会の議員としては見過ごすことができず、反対の声を上げることにしました。

以上をもって反対討論といたします。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者2人）

○委員長（佐々木隆徳） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時20分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（中村智郎） それでは、議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の12ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、令和6年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ66億2,923万2,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして1億1,129万4,000円、率にして1.7%の減となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、13億318万5,000円を計上しております。令和6年度は、今後3か年の介護保険料を定める第9期介護保険事業計画の初年度に当たり、介護報酬の引上げや要介護認定者数の増加などの影響により、試算での月額基準保険料額は7,344円となりましたが、現下の社会経済環境を勘案し、これに財政調整基金から2億380万円を投入することにより、現行と同額となる月額基準保険料額7,000円を維持したものとしております。前年度当初予算額と比較いたしまして2.2%の増となっておりますが、これは介護保険制度の改正により、高所得者層の多段階化及び低所得者層の構成割合の減少に伴い生じたものであります。

次に、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し、国から交付を受けるものであります。

次に、14ページに移りまして、第2項国庫補助金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための調整交付金や地域支援事業に係る交付金などとなっております。

次に、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、事業費の27%を見込んでおります。

次に、15ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金は、科目存置のため計上しております。

次に、第3項県補助金についてであります。これは地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業については12.5%、それ以外の事業については19.25%の交付を見込んでおります。

次に、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、16ページに移りまして、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは介護給付費などに係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第2項基金繰入金についてであります。これは収支の調整に伴う財源として充当する財政調整基金繰入金であります。

次に、17ページに移りまして、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料についてであります。これは第1号被保険者の保険料納付に係る延滞金であります。

次に、第2項雑入についてであります。これは第三者行為納付金や不当利得等返納金などであります。

以上が歳入についての説明であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営のための事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。これは介護認定の審査及び調査に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第3項計画策定委員会費についてであります。介護保険事業計画の進捗状況を確認するための策定委員会の開催に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。介護報酬の引上げや要介護認定者数の増などの増加要因がある一方、制度改正により令和5年度末で介護療養型医療施設が廃止となることに伴い、当該給付費相当分の減が見込まれることから、前年度当初予算額と比較して1.9%

の減となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは介護給付に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは介護予防給付に要する経費となっております。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは青森県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料となっております。

次に、22ページに移りまして、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは高額な介護費用の利用者負担の軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは介護保険施設における食費、居住費等について、低所得者層の負担軽減に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に要する経費となっております。

次に、23ページに移りまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援者等の訪問型サービス及び通所型サービスやケアプランの作成に要する経費となっております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてであります。これは介護予防の知識に関する普及啓発のほか、地域サロンや介護予防運動といった高齢者の通いの場の活動支援など、介護予防事業に要する経費となっております。

次に、24ページに移りまして、第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは地域包括支援センター運営費や介護給付等費用適正化事業費のほか、25ページに移りまして、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上しております。

次に、26ページに移りまして、第4項その他諸費についてであります。これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料であります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてであります。これは県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上しております。

次に、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を積み立てるものであります。

次に、第6款公債費についてであります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金についてであります。これは過年度分の介護保険料の還付金などであります。

次に、27ページに移りまして、第8款は予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

これで令和6年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） これも3年に1度の見直しで、来年度見直しになるということで、市町村の条例で決められることになってはいますが、来年度の見直しを教えてください。また、市民にとってどのような影響があるのかも教えてください。

○委員長（佐々木隆徳） 高齢者福祉課長。

○福祉部副理事高齢者福祉課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

まず、どういった改定があったかということでございますけれども、先ほど部長からの説明にございましたとおり、基準月額が7,000円で、第8期と変わりません。ただし、これまで第1段階から第9段階までだったものが第13段階まで変わります。ただし、第1段階から第3段階までのいわゆる低所得者の方につきましては、その負担割合は減っております。

また、増えました第10段階から第13段階までは、合計所得におきまして420万円以上の方が増額というふうになってございます。その影響についてでございますが、まず第1段階目から第3段階目までの方につきましては、人数を8,359名見込んでございまして、調定額にいたしまして1,053万2,340円の減額と見込んでございます。

一方で、その合計所得が420万円以上となります方は369名を見込んでございまして、調定額で1,495万2,000円の増と見込んでございます。こちら減額される部分と増額となる部分で差引き441万9,660円の増額と見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 上がる人と下がる人という今の答弁でしたけれども、もう一度確認したいのですが、上がる人が何人でむつ市の対象人口の何%ぐらい、下がる人がどのぐらいで何%、そして保険料が変わらない人がどのぐらいということをお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 高齢者福祉課長。ちょっとゆっくり。

○福祉部副理事高齢者福祉課長（飯田啓太郎） それでは、お答えいたします。
まず、減額の対象となる方が8,359名見込んでございます。一方で、上がる方が369名見込んでございます。変わらない方につきましては、約1万人弱を見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今介護保険の問題がいろいろ言われていますけれども、このような形で来年度の予算が組まれているということで、上がる方も確かにおります。でも変わらない方、下がる方がもう90%台だということでありますので、様々な課題は抱えていますけれども、よろしいかな、下がる方への配慮もなされている、下がる方にも配慮しているということで、私今までちょっと考えていて、議案第8号に反対等をしたのですけれども、私の認識不足かなということをおここで申し上げまして、終わります。

○委員長（佐々木隆徳） 質疑はないわけで。

ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 20ページ、保険給付費についてであります。これは1億円強くらい減少しております。特に施設介護サービス給付費あるいは特定入所者介護サービス費というのが大分減少しています。いろいろ考えたのですけれども、対象者が減少しているのか、あるいは提供できるサービスの種類とかサービスの量が減ってきているのか、あるいは事業者の数が減っているのか、いろんなことを考えたのですが、先ほどの部長の説明だと、制度改正という説明をされておりました。であるならば、その制度改正の部分、もう少し具体的にお知らせ願いたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 高齢者福祉課長。

○福祉部副理事高齢者福祉課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

給付費が減った原因につきましてはの制度改正についてご説明いたします。制度改正があった部分につきましては、介護療養型医療施設という施設が令和5年度3月、要は今の3月末をもって廃止になるというのが大きな理由となっております。その理由といたしましては、この介護療養型医療施設というのが、いわゆる介護サービスを提供できる医療施設になるのですけれども、こちらの背景といたしまして、厚生労働省で調査しましたところ、同類の施設とほぼ変わらない状況にあったことから、今回の制度改正による廃止となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) 質疑なしと認めます。
これで議案第35号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第35号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

- 委員長(佐々木隆徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。
次は、議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。
理事者の説明を求めます。企画政策部長。

- 企画政策部長(角本 力) それでは、議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

まず、本会計は公共用地の先行取得及び取得事業に伴う市債の償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに2,277万9,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款繰入金についてであります。これは長期債元金償還金及び長期債利子に係る経費を一般会計から繰入れするものとなっております。

次に、12ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款公債費についてであります。これは道の駅整備事業の用地先行取得に伴う長期債元金償還金及び長期債利子に要する経費となっております。

以上が令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長(佐々木隆徳) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) 質疑なしと認めます。
これで議案第36号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第36号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時41分 再開

- 委員長(佐々木隆徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。
次は、議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。
理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。
○大畑庁舎所長(高杉俊郎) それでは、議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

令和6年度予算総額は、歳入歳出ともに5,083万8,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入の第1款使用料及び手数料についてありますが、これは魚市場内に設置してある自動販売機に係る行政財産目的外使用料であります。

次に、第2款財産収入についてありますが、これは地方卸売市場大畑町漁市場基金の運用収入でございます。

次に、第3款繰入金についてありますが、これは一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金についてありますが、これは決算において発生した剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入についてありますが、これは卸売業者契約保証金の預金利息でございます。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは事務経費と魚市場運営審議会に係る経費となっております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてであります。これは修繕料、保険料、保守点検委託料、漁港施設占用料などのほか青森県魚市場協会、むつ市大畑地区産地協議会への負担金、優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料を計上しております。

次に、第3款公債費についてであります。これは長期債元利償還金及び利子を計上しております。

次に、14ページに移りまして、第4款予備費についてであります。これは突発的な支出に対応するためのものでございます。

以上が令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 魚市場会計について質疑いたします。

13ページ、優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料とありますが、これはHACCPの取得に向けた審査料だと思いますが、今までの中で今年度改善すべき点等がありましたら、お知らせください。

それからもう一点、参考までに水揚げ等の把握がありましたら、ここ数年分かっていたら、お知らせください。

○委員長（佐々木隆徳） 大畑庁舎市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長（山崎憲一） ただいまのお尋ねに対してお答えいたします。

優良衛生品質管理市場・漁港認定についての改善点についてなのですが……

○委員長（佐々木隆徳） 休憩取りますか。

暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（高杉俊郎） お答えいたします。

改善点につきましては、今まで衛生管理というか、土足で入ったりとか、

そういう点については経営管理講習会等を開きましてご指導を仰ぎつつ、改善されているとこちらのほうでは認識しております。

水揚げにつきましては、昨年度が大体7億円ぐらいの水揚げになっていて、今年度は1億円ぐらい少ない額になっていると認識しております。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第37号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため、1時55分まで休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時55分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。が、（1）、給水戸数は2万3,789戸、（2）、年間総給水量は624万8,816立方メートルを見込んでおります。（4）、主要な建設改良事業として、配水管整備事業及びその他建設改良費を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。が、6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款水道事業収益は17億3,809万5,000円で、前年度との比較では6,061万1,000円の減となっております。

第1項営業収益は、主に給水収益となっております。

第2項営業外収益は、一般会計及び下水道事業会計からの負担金、固定資産の償却に伴う長期前受金戻入などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、負担金の増などによるものであります。

第3項特別利益は、その他特別利益として一般会計繰入金過年度未収益化額を計上しております。

支出の第1款水道事業費用は17億73万4,000円で、前年度との比較では1,771万1,000円の減となっております。

第1項営業費用は、事業運営に係る部門的経費のほか減価償却費などで、前年度との比較では減となっており、その主な要因といたしましては、原水及び浄水費における施設動力費及び減価償却費の減などによるものであります。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、支払消費税等の増によるものであります。

第3項特別損失は、過年度分の損益の修正損を計上してございます。

この結果、収支差引きで3,736万1,000円収入が上回る予定となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページを開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は6億4,383万8,000円で、前年度との比較では3億7,529万7,000円の減となっております。

第1項企業債は、配水管整備事業などに充てる企業債で、事業量の減少に伴い減となっております。

第2項一般会計負担金は、企業債償還金などに充てる負担金で、主に対象となる企業債償還金の増加に伴い増となっております。

第3項工事負担金は、配水管整備事業費に充てる負担金で、県事業などに係る工事の減少に伴い減となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は13億9,234万9,000円で、前年度との比較では5億4,703万8,000円の減となっております。

第1項建設改良費は、主に水道施設の整備及び更新に要する費用であり、

大湊バイパスⅡ期工事に係る配水管切り回し工事などを予定してございます。そのほかの建設改良工事といたしましては、八木沢浄水場の浄水施設改善設備設置工事などを実施することとしており、事業量の減少に伴い支出が減となってございます。

次に、第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上してございます。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億4,851万1,000円は、第4条条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

次に、4ページをお開き願います。第5条の企業債についてでございますが、これは予算第4条の資本的収入の企業債4億1,420万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を3億8,800万円と定めております。

第7条は、予定支出について、各項目間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めてございます。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条は、量水器及び配水管などの補修材料の購入に係るたな卸資産の購入限度額を2,970万円と定めてございます。

財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和6年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） ちょっと細くなるかもしれませんが、2017年に5立方メートル以下の世帯が22.5%だということをお聞きしたことがあるのです。基本料金は10立方を基本にしているけれども、少量しか使っていない家庭が22.5%、そして2019年以降は水道審議会のほうでも同じような5立方メートルの方も配慮してほしいという要望が出ているので、見直すという答弁を一般質問の中で私に下さったのですけれども、この予算の中で5立方メートル以下の世帯というのはどのくらいで、基本はやっぱり10立方メートル

ということで計上しているのでしょうか。

○委員長（佐々木隆徳） 経営課長。

○上下水道局経営課長（宮下圭一） お答えいたします。

基本は10立方メートルの水量で考えてございます。5立方メートル以下の水量の方に対しましての料金につきましては、次回の料金改定時に合わせて検討したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第38号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長 民生部理事（中村 久） 議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。が、（1）、排水戸数は3,388戸、（2）、年間総処理水量は91万5,184立方メートルを見込んでおります。（4）、主要な建設改良事業として、下水道整備事業及び改築更新事業を計上してございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。が、6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款下水道事業収益は10億5,801万3,000円で、前年度との比較では1,510万3,000円の増となっております。

第1項営業収益は、主に下水道使用料となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの補助金、負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などとなっております。前年度との比較で収入が増となった主な要因といたしましては、補助金の増などによるものでございます。

支出の第1款下水道事業費用は10億3,589万9,000円で、前年度との比較では3,119万2,000円の増となっております。

第1項営業費用は、処理場施設の維持管理及び減価償却費などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、電気料の高騰に伴う処理場費の増などによるものでございます。

第2項営業外費用は、企業債利息等に係る費用と雑支出などになってございます。

この結果、収支差引きで2,211万4,000円収入が支出を上回る予定となっておりますが、税抜き額では収支均衡した予算となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページをお開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は7億9,250万5,000円で、前年度との比較では2億1,073万2,000円の減となっております。

第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債。

第2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金で、前年度との比較では、共に下水道整備事業費の減少に伴い減となっております。

第3項一般会計負担金は、企業債償還に係る一般会計の繰入金。

第4項受益者負担金及び分担金は、下水道整備事業に充てる受益者負担金及び分担金となっております。

支出の第1款資本的支出は11億455万9,000円で、前年度との比較では1億3,209万2,000円の減となっております。

第1項建設改良費は、下水道整備及び改築更新に要する費用であり、本年度行いました公共下水道事業の再評価において、下水道事業の計画を縮小するよう答申がありましたことを踏まえ、下水道整備事業は舗装本復旧の残工事のみとして、改築更新事業として計画縮小のための業務委託費等を予定してございます。また、浄化槽設置整備事業費補助金の拡充と併せまして、下水道接続に係る排水設備工事費補助金についても上限額を15万円から30万円に増額するとともに、便槽及び浄化槽を撤去する場合には、12万円を限度に

補助するよう拡充してございます。

第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上してございます。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,205万4,000円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしてございます。

次に、4ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります、これは予算第4条の資本的収入の企業債4億3,000万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を11億円と定めております。

第7条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めてございます。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページまでの給与費明細書を参照いただきたいと思います。

第9条は、他会計からの補助金についてであります、これは下水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を1億8,384万3,000円としているものでございます。

財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと思います。

以上が令和6年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 下水道会計についてお聞きいたします。

一般会計からの負担金ということでございますが、一般会計金額は大体どのぐらいで、その繰り出し基準内と繰り出し基準外の内訳をお知らせください。

○委員長（佐々木隆徳） 経営課長。

○上下水道局経営課長（宮下圭一） お答えいたします。

一般会計からの繰出金は、令和6年度の予算では7億9,900万円になります。そのうち基準内繰出金が3億5,415万6,000円、基準外繰出金が4億4,484万4,000円となっております。

以上でございます。

- 委員長（佐々木隆徳） 佐藤広政委員。
- 委員（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、繰り出し基準外の内容はどのような内訳なのか、そして4億円ということですが、負担が多いということで、その理由は何なのかお知らせください。
- 委員長（佐々木隆徳） 経営課長。
- 上下水道局経営課長（宮下圭一） お答えいたします。
- 基準外繰出金は、総務省から示される繰り出し基準に基づかないものになりますが、具体的には下水道事業の収支不足額などが対象となり、それが主に多い要因となっております。それ以外ですと、その公債費の償還で、繰り出し基準外に該当しないものも加わって基準外繰出金の総額になるのですが、そちらのほうの企業債償還金は減価償却費のほうで最終的には繰り出し基準内という扱いになりますので、主な要因としては下水道事業の収支不足額が要因となっております。
- 委員長（佐々木隆徳） 佐藤広政委員。
- 委員（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、今後一般会計繰出金負担というのはどのように推移していくのか、そしてその対策というのはどのようにしていくのか、お伺いいたします。
- 委員長（佐々木隆徳） 経営課長。
- 上下水道局経営課長（宮下圭一） お答えいたします。
- 一般会計からの繰出金は、来年度予算、令和6年度がピークとなりまして、今後下水道整備を行っていかないとということになりますので、企業債の償還額が減少していくことが見込まれます。それに伴って、一般会計繰出金も徐々に減少していくものと見込んでおります。
- 基準外繰出金の多いものを減らしていく対策といたしましては、今後とも接続率の向上に努め、経費回収率の向上を図ることで、その基準外繰出金の収支不足額分を減少していくように努めてまいりたいと考えております。
- 委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。
- 委員（中村正志） 前回の定例会で、これ以上の整備はしないということで、方針を変えるということをお話を聞いておりました。令和6年度の予算を見ると、資本的支出で整備事業が出ていますけれども、これは先ほどの説明で、舗装復旧の残工事だということで理解をしました。であるならば、令和7年度以降、このような整備事業というのはまだ想定されるのでしょうか。
- 委員長（佐々木隆徳） 下水道課長。
- 上下水道局下水道課長 民生部環境政策課総括主幹（本田正大） お答えします。

令和7年度の建設工事事業に関しましては、現在のところ改築更新工事のほうのみと予定しております。

以上になります。

○委員長（佐々木隆徳） 中村正志委員。

○委員（中村正志） そうしますと、今ある分以上のものは、もう令和7年度以降での工事はないということですね。

あと前回の定例会で、今後の手順として都市計画決定の変更でありますとか、都市計画事業認可の変更、下水道法に係る事業計画の変更など順次進めていくということでありましたが、それらについての進捗状況は今現在どのような感じになっていきますか。

○委員長（佐々木隆徳） 下水道課長。

○上下水道局下水道課長民生部環境政策課総括主幹（本田正大） 計画変更についての進捗状況でございますが、今年度から計画の方針が変更になりましたことにより、今年度から少しずつ進めておりまして、来年度中に事業計画変更、認可の変更等を行う予定としております。

以上になります。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第39号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

各委員におかれましては、活発な質疑に感謝を申し上げ、以上をもちまし

て、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時20分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 佐々木 隆 徳